

飯能市高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透関係技術基準

第1 目的

この技術基準は、高度処理型合併処理浄化槽の放流水を地下浸透するために必要な事項（飯能市合併処理浄化槽設置指導要綱第6条第2項に規定する方法）を定めることにより、高度処理型合併処理浄化槽及び地下浸透に係る装置等による生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 用語の意義

この技術基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 高度処理型合併処理浄化槽

処理水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）10mg/L以下、全窒素10mg/L以下の処理性能を有する合併処理浄化槽をいう。

2 高度処理型合併処理浄化槽の放流水

第2の1に掲げる高度処理型合併処理浄化槽の処理水をいう。

3 指定性能評価機関

建築物に係る性能評価業務を行う者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の56の規定に基づき国土交通大臣が指定した者をいう。

4 地下浸透装置

導水管、起点分流槽、トレンチ、散水管及び土壌層等からなり、高度処理型合併処理浄化槽の放流水を雨水等を混入させずに、均等に地下浸透させるための装置をいう。

5 導水管

高度処理型合併処理浄化槽の放流水を起点分流槽に導く管をいう。

6 起点分流槽

高度処理型合併処理浄化槽の放流水を散水管に均等に配水させる槽をいう。

7 散水管

高度処理型合併処理浄化槽の放流水を均等に土壌中に分散、浸透させるための管をいう。

8 トレンチ

散水管を埋め、高度処理型合併処理浄化槽の放流水を均等に浸透させるために掘られた溝をいう。

9 水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況を点検するために、設けられた管等をいう。

10 不透水膜

雨水等の混入を防ぐためのシート等をいう。

11 飲用井戸等

飲用を目的とした井戸及び飲用湧水源であり、台所で使用される食料品の洗浄、食器類の洗浄に使用されるものも含む。

第3 放流水の地下浸透可能な高度処理型合併処理浄化槽等

1 規模

処理対象人員10人以下の高度処理型合併処理浄化槽を対象とする。

2 用途

一戸建専用住宅（二世帯住宅を含む。また、店舗等を併設した住宅を含む。ただし、住居部分の床面積が家屋の延べ床面積の2分の1以上であること。）に設置されるものであること。

3 性能評価

指定性能評価機関で第2の1に定める処理性能を有するものとして評価を受けたものであり、かつ全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録済のものとする。

4 処理形態等

高度処理型合併処理浄化槽に地下浸透装置を設けたもの。

第4 地下浸透可能な地域、及び土地

合併処理浄化槽の設置場所において、放流水を水路等に連結して流すことが著しく困難な地域であって、この技術基準等に定める処理方法等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない公共下水道の処理区域外、及び特定環境保全公共下水道処理区域外とする。また、地下浸透装置を設置することにより、高度処理型合併処理浄化槽の放流水を地下浸透させることのできる土地は、次の条件を備えた土地とする。

- 1 盛土地盤においては、盛土後1年以上経過していること。
- 2 土地の傾斜は 16° 以下で、斜地崩壊等の災害の生ずる危険がないこと。
- 3 地下浸透装置の端から水平距離30m以内に飲用井戸等の水源がないこと。
- 4 地下水位は、年間平均で地表面下約2.5m以深にあること。
- 5 隣地境界及び建築物までの距離は、散水管からそれぞれ2m以上を確保すること（図1参照）。
- 6 日照、通風が良好であり、周囲から雨水等が流入するおそれがない場所であること。

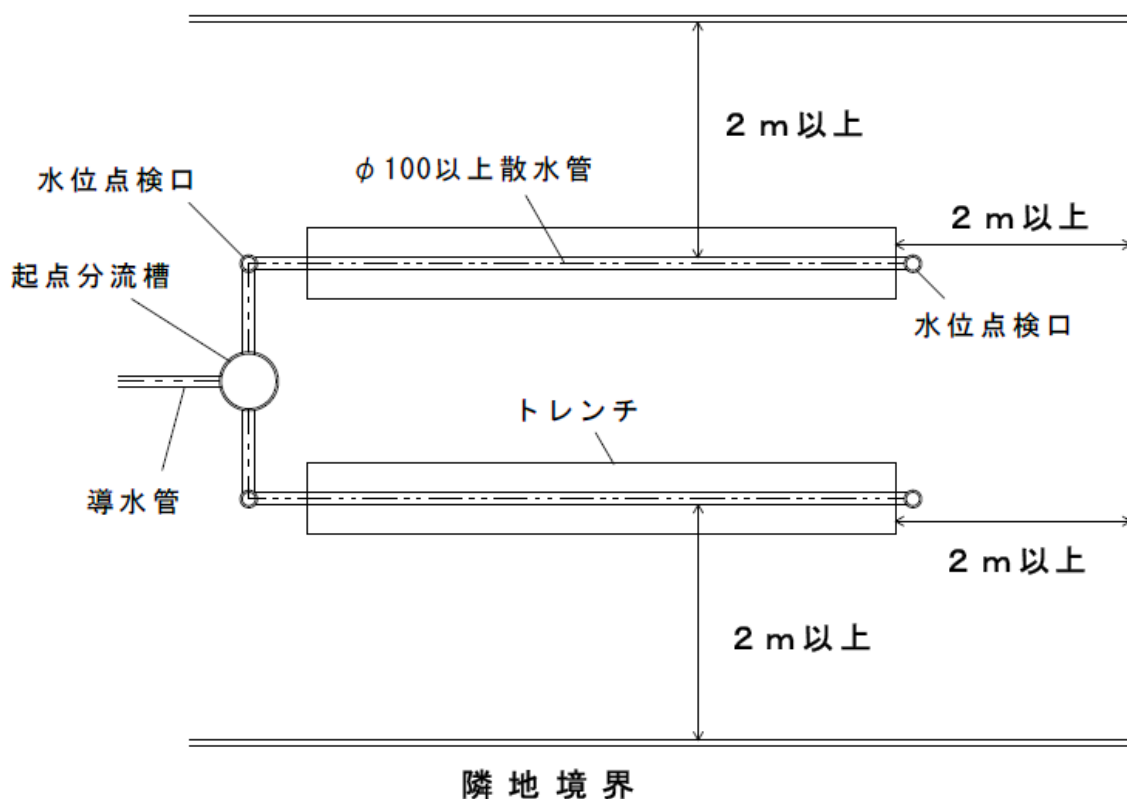


図 1

第5 地下浸透装置

地下浸透装置の構造は、原則として次に掲げる構造のものとする（別図参照）。

1 導水管

高度処理型合併処理浄化槽の放流水を起点分流槽に導く導水管は、不浸透の管であり、適切な勾配で施工されていること。また、必要に応じポンプを設置すること。

2 起点分流槽

それぞれの散水管に均等に配水できる構造であること。

3 散水管

散水管は放流水を均等に散水できる構造を持ち、各散水管の間隔はそれぞれ左右2m以上とすること。散水管の長さは処理対象人員1人当たり2m以上とすること。

4 トレンチ

トレンチは、幅50cm、深さ100cm程度に掘削した溝を作り、溝の底部は洗い砂を20cm程度埋め戻し、その中心部に散水管を配置し、散水管の周囲は目詰まりを起こさせないように多孔質の礫または碎石で埋め戻し、周囲を透水シート等で覆い、さらに上部は不透水膜で覆うこと。

5 水位点検口

トレンチ内の放流水の浸透状況が点検できる点検口を、散水管の起点、末端に設けること。

第6 事前協議

地下浸透装置を設置しようとする者は、「高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透事前協議書」を提出し、事前に協議するものとする。「高度処理型合併処理浄化槽放流水地下浸透事前協議書」には、次の事項を記載または添付するものとする。

1 設置場所の位置図

地下浸透装置の設置場所を示したもの

2 設置場所の平面図

地形図に建物、高度処理型合併処理浄化槽、地下浸透装置の設置場所の位置を示したもの

3 地下浸透装置設置予定地調査報告書

地下浸透装置の設置予定地から半径30m地域内の民家等に、飲用井戸等がないこと等を調査した書面

4 設置場所付近の状況がわかるカラー写真（撮影年月日を記入したもの）

- 5 地下浸透装置維持管理に関する誓約書
- 6 高度処理型合併処理浄化槽の規模、構造及び性能を証明する書面
浄化槽に関する調書、指定性能評価機関の評定書
国土交通大臣認定書及び全浄協登録指標等
- 7 地下浸透装置の全体平面図、構造図

第7 維持管理

地下浸透に係る高度処理型合併処理浄化槽の管理者または使用者は、その機能が十分に発揮されるよう、次に掲げる維持管理に係る事項を遵守するものとする。

- 1 高度処理型合併処理浄化槽及び地下浸透装置についての日常的な使用方法を十分理解し、適正に使用すること。
- 2 地下浸透装置は、目詰まり等の異常を監視するため、2か月に1回以上水位点検口から浸透の状況を点検し、必要に応じて、各散水管に分配する量を調整すること。
- 3 地下浸透装置が目詰まり等の浸透能力の低下により、高度処理型合併処理浄化槽の放流水が逆流または地表面に湧き出る状況が認められたときは、地下浸透装置の清掃、砂利・砂等の交換など必要な措置を講じること。
- 4 当該技術基準が満たされない状況が発見された場合には、自己の責任を持って、高度処理型合併処理浄化槽放流水の地下浸透の中止等適切な措置を行うこと。

附 則

この基準は、平成27年3月20日より施行する。

この基準は、平成30年8月7日より施行する。